平成２３年（フ）第２７号
長崎県長崎市滑石６丁目２番２―411号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1092番地１
債務者　井村　博和
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
長崎県長崎市東小島町６番７号
債務者　山田　眞壽
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
長崎県長崎市小浦町453番地　市営小浦アパートＥ１棟201号
債務者　川口　詩布
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
長崎県長崎市石神町35番39号　片岡アパート
債務者　村山　史華
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
長崎県長崎市上戸石町1694番地
債務者　島本むつみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
長崎県長崎市辻町19番18号
債務者　重松　克典
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目10番３―402号
債務者　田原　俊輔
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
長崎県五島市上大津町239番地　坂口アパート３号
債務者　川波　勝己
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第６号
鹿児島県枕崎市平田町257番地
債務者　大原　　透
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２７７号
北海道苫小牧市字錦岡495番地の1326
債務者　下口　洋映
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３８号
北海道苫小牧市有珠の沢町５丁目６番６号
債務者　早川スミ子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１５号
仙台市宮城野区白鳥２丁目16番１号
債務者　阿部　雅光
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
宮城県名取市手倉田字八幡32番地の１
債務者　新井　文子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
宮城県亘理郡亘理町字新町54番地１　野地コーポ５―101
債務者　中城　千春
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
仙台市青葉区葉山町３番20―903号
債務者　小森　伸之
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
仙台市太白区秋保町湯向28番地の12
債務者　佐藤　由美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
仙台市太白区四郎丸字新田91番地の１　四郎丸東市営住宅４号棟608
債務者　高畑　朝一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目27番地１　グレートインサバト106
債務者　鳴海夕里江
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係